

一般社団法人岡山県医療ソーシャルワーカー協会 講師謝金・交通費・宿泊費規程

(目的)

第1条 この規程は、研修会の講師等への謝金・交通費・宿泊費について支払いの基準を明らかにすることを目的とする。

(謝金)

第2条 講師の謝金は次の基準により支払う。

<講師料基準> (半日)

著名人 ¥80,000～¥150,000

教授、医師等 ¥10,000～¥70,000

准教授、講師等 ¥10,000～¥30,000

その他、公務員 ¥10,000

協会内講師 なし(交通費のみ支給)

(交通費)

第3条 講師の交通費は次の基準により支払う。

2 外部講師の交通費は実費とし、講師がいったん立替し、研修日当日に講師料も含めて支払う。県内については基本的に交通費なし。

3 協会内講師は以下の基準で支給(直線距離での片道)

30 km未満 ¥1,000

30～60 km ¥3,000

60 km以上 ¥5,000

(宿泊費)

第4条 講師の宿泊費は1泊あたり10,000円とする。

(改廃)

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ改廃することができない。

(施行)

第6条 この規程は2017年4月3日より施行する。